

平成十一年厚生省令第四十号

介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準
介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第九十七条第一項から第三項までの規定に基づき、介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を次のように定める。

目次

- 第一章 趣旨及び基本方針(第一条・第一条の趣旨及び基本方針)
- (二) 人員に関する基準(第二条)
- 第二章 施設及び設備に関する基準(第三条・第四条)
- 第三章 運営に関する基準(第五条・第三十八条)
- 第四章 人員に関する基準(第五条)
- 第五章 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準
- 第六章 施設及び設備に関する基準(第四十条)
- 第七章 運営に関する基準(第四十二条)
- 第八章 雜則(第五十一条)
- 附則

第一章 趣旨及び基本方針
(趣旨)

第一条 介護老人保健施設に係る介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)以下「法」という。)
第九十七条第一項に規定する療養室、診察室及び機能訓練室並びに同条第二項の規定による医師及び看護師の員数の基準は、それぞれ次の各号に定める規定による基準とする。

一 療養室、診察室及び機能訓練室に係る

三条(療養室、診察室及び機能訓練室に係る部

分に限る)、第四十一条(療養室、診察室及び機能訓練室に係る部分に限る)、附則第

四条、附則第八条から附則第十一条まで、附

則第十三条、附則第十四条、附則第十五条第

一项及び附則第十六条(機能訓練室に係る部

分に限る)の規定による基準

二 医師及び看護師の員数の基準 第二条(医師及び看護師の員数に係る部分に限る)の規定による基準

の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲

げる基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第九十七条第二項の規定により、同条第四項第一号に掲げる事項について都道府県(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市(以下「中核市」という。)にあっては、指定都市又は中核市(以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条(医師及び看護師の員数に係る部分を除く)、第二十三条(第五十条において準用する場合を含む。)並びに第四十八条第二項及び第三項の規定による基準

二 法第九十七条第三項の規定により、同条第四項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)、第五条の二(第五十条において準用する場合を含む。)、第五十三条第四項から第六項まで、第十五条(第五十条において準用する場合を含む。)、第十八条第七項、第二十六条の二(第五十条において準用する場合を含む。)、第二十九条第二項(第五十条において準用する場合を含む。)、第三十二条(第五十条において準用する場合を含む。)、第三十六条(第五十条において準用する場合を含む。)、第三十六条の二(第五十条において準用する場合を含む。)、第四十三条第六項から第八項まで及び第四十四条第八項の規定による基準

三 法第九十七条第一項、第二項又は第三項の規定により、同条第四項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、第一項各号及び前二号に定める基準以外のもの

(基本方針)

第一条の二 介護老人保健施設は、施設サービス

計画に基づいて、看護・医学的管理の下における

介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日

常生活上の世話をを行うことにより、入所者がそ

の有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ

とができるようすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならぬ。

2 介護老人保健施設に係る法第九十七条第四項の厚生労働省令で定める基準は、次の各号に掲

ける基準に応じ、それぞれ当該各号に定める基準とする。

一 法第九十七条第二項の規定により、同条第

四項第一号に掲げる事項について都道府県(地

方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二

百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指

定都市」という。)及び同法第二百五十二第一

項の二十二第一項の中核市(以下「中核市」と

いう。)にあっては、指定都市又は中核市(以下この条において同じ。)が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第二条(医師及び看護師の員数に係る部分を除く)、第二十三

条(第五十条において準用する場合を含む。)並びに第四十八条第二項及び第三項の規定による基準

二 法第九十七条第三項の規定により、同条第四項第二号に掲げる事項について都道府県が条例を定めるに当たつて従うべき基準 第五条第一項(第五十条において準用する場合を含む。)、第五十三条第二項(第五十条において準用する場合を含む。)、第三十二条(第五十条において準用する場合を含む。)、第三十六条(第五十条において準用する場合を含む。)、第三十六条の二(第五十条において準用する場合を含む。)、第四十三条第六項から第八項まで及び第四十四条第八項の規定による基準

三 法第九十七条第一項、第二項又は第三項の規定により、同条第四項各号に掲げる事項以外の事項について都道府県が条例を定めるに当たつて参考すべき基準 この省令に定める基準のうち、第一項各号及び前二号に定める基準以外のもの

(基本方針)

第一条の二 介護老人保健施設は、施設サービ

ス計画に基づいて、看護・医学的管理の下におけ

る介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日

常生活上の世話をを行うことにより、入所者がそ

の有する能力に応じ自立した日常生活を営むこ

とができるようすることとともに、その者の居宅における生活への復帰を目指すものでなければならぬ。

2 介護老人保健施設は、入所者の意思及び人格

を尊重し、常に入所者の立場に立つて介護保健

施設サービスの提供に努めなければならない。

3 介護老人保健施設は、明るく家庭的な雰囲気

を有し、地域や家庭との結び付きを重視した運

営を行い、市町村(特別区を含む。以下同じ。)

、居宅介護支援事業者(居宅介護支援事業を行

う者をいう。以下同じ。)、居宅サービス事業者

(居宅サービス事業を行う者をいう。)、他の介

護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉

サービスを提供する者との密接な連携に努めな

ければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者の人権の擁護、

虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行う

とともに、その従業者に対し、研修を実施する

等の措置を講じなければならない。

5 介護老人保健施設は、介護保健施設サービス

を提供するに当たつては、法第八十八条の二第二

項に規定する介護保健等関連情報その他必要

な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努め

なければならない。

6 第二章 人員に関する基準

(従業者の員数)

第二条 法第九十七条第二項の規定による介護老

人保健施設に置くべき医師、看護師、介護支援

専門員及び介護その他の業務に従事する従業者

の員数は、次のとおりとする。

一 医師 常勤換算方法で、入所者の数を百で

除して得た数以上

二 薬剤師 介護老人保健施設の実情に応じた

適当数

三 看護師 若しくは准看護師(以下「看護職員」という。)又は介護職員(以下「看護・介護職員」という。)常勤換算方法で、入所者の数が三又はその端数を増すごとに一以上

(看護職員の員数は看護・介護職員の総数の七分の二程度を介護職員の員数は看護・介護職員の員数を看護・介護職員の員数の七分の五程度をそれぞれ標準

とする。)

四 支援相談員 一以上(入所者の数が百を超える場合にあつては、常勤の支援相談員一名に加え、常勤換算方法で一百を超える部分を百で除して得た数以上)

五 理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士常勤換算方法で、入所者の数を百で除して得た数以上

六 栄養士又は管理栄養士 入所定員百以上の介護老人保健施設にあっては、一以上

七 介護支援専門員 一以上(入所者の数が百を超えてはその端数を増すごとに一を標準とする。)又はその端数を増すごとに一を標準とする。

八 調理員、事務員その他の従業者 介護老人保健施設の実情に応じた適当数

前項の入所者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に許可を受ける場合は、推定数による。

九 第一項の常勤換算方法は、当該従業者のそれ

ぞれの勤務延時間数の総数を当該介護老人保健

施設において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。

10 第一項第七号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

11 ただし、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合では、入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

12 第一項第七号の介護支援専門員は、専らその職務に従事する常勤の者でなければならない。

13 第一項第七号の介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定するサテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとする。

14 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により

15 介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

16 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設(当該施設を設置しようとする者により設置される当該施設以外の介護老人保健施設若しくは介護医療院又は病院若しくは診療所(以下「本体施設」という。)との密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営され、入所者の在宅への復帰の支援を目的とする定員二十九人以下の介護老人保健施設をいう。以下同じ。)の医師、支援相談員、理学療法士、作業療法士若しくは言語聴覚士、栄養士若しくは管理栄養士又は介護支援専門員については、次に掲げる本体施設の場合には、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める職員により

17 介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

18 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

19 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

20 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

21 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

22 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

23 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

24 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

25 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

26 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

27 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

28 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

29 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

30 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

31 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

32 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

33 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

34 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

35 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

36 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

37 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

38 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

39 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

40 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

41 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

42 第一項第一号及び第四号から第七号までの規定にかかるわらず、サテライト型小規模介護老人保健施設の職務に従事することができるものとし、介護支援専門員が次項に規定する本体施設に従事する場合であつて、当該本体施設の入所者の処遇に支障がない場合には、当該介護老人保健施設の他の職務に従事することができるものとする。

第四章 運営に関する基準

(内容及び手続の説明及び同意)

第五条 介護老人保健施設は、介護保健施設サ

ビスの提供の開始に際し、あらかじめ、入所申

込者又はその家族に対し、第二十五条に規定す

る運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他

の入所申込者のサービスの選択に資すると認め

られる重要な事項を記した文書を交付して説明を行ひ、当該提供の開始について入所申込者の同意を得なければならない。

2 介護老人保健施設は、入所申込者又はその家

族からの申出があった場合には、前項の規定によ

る文書の交付に代えて、第五項で定めるところにより、当該入所申込者又はその家族の承諾を得て、当該文書に記すべき重要な事項を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて次に掲げるもの(以下この条において「電磁的方法」という。)により提供することができる。この場合において、当該介護老人保健施設は、当該文書を交付したものとみなす。

3 前項に掲げる方法は、入所申込者又はその家

族がファイルへの記録を出力することによる文

書を作成することができるものでなければなら

ない。

4 第二項第一号の「電子情報処理組織」とは、

介護老人保健施設は、第二項の規定により第

一項に規定する重要な事項を提供しようとするとき、あらかじめ、当該入所申込者又はその家

族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

5 介護老人保健施設は、第一項の規定により第

一項に規定する重要な事項を提供しようとするとき、あらかじめ、当該入所申込者又はその家

族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

6 介護老人保健施設は、第一項の規定により第

一項に規定する重要な事項を提供しようとするとき、あらかじめ、当該入所申込者又はその家

族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

7 介護老人保健施設は、第一項の規定により第

一項に規定する重要な事項を提供しようとするとき、あらかじめ、当該入所申込者又はその家

族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

8 介護老人保健施設は、第一項の規定により第

一項に規定する重要な事項を提供しようとするとき、あらかじめ、当該入所申込者又はその家

族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

9 介護老人保健施設は、第一項の規定により第

一項に規定する重要な事項を提供しようとするとき、あらかじめ、当該入所申込者又はその家

族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

10 介護老人保健施設は、第一項の規定により第

一項に規定する重要な事項を提供しようとするとき、あらかじめ、当該入所申込者又はその家

族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

11 介護老人保健施設は、第一項の規定により第

一項に規定する重要な事項を提供しようとするとき、あらかじめ、当該入所申込者又はその家

族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

12 介護老人保健施設は、第一項の規定により第

一項に規定する重要な事項を提供しようとするとき、あらかじめ、当該入所申込者又はその家

族に対し、その用いる次に掲げる電磁的方法の種類及び内容を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(要介護認定の申請に係る援助)

第七条 介護老人保健施設は、入所に際しては入

所の年月日並びに入所している介護保健施設の

認定を受けていない入所申込者については、要

介護認定の申請が既に行われているかどうかを

確認し、申請が行われていない場合は、入所申

込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行わ

れるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申

請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認

定の有効期間の満了日の三十日前には行われる

よう必要な援助を行わなければならない。

(入退所)

2 介護老人保健施設は、その心身の状況及

び病状並びにその置かれている環境に照らし看

護、医学的管理の下における介護及び機能訓練

その他の必要な医療等が必要であると認められる

者を対象に、介護保健施設サービスを提供する

ものとする。

2 介護老人保健施設は、入所申込者の数が入所

定員から入所者の数を差し引いた数を超えてい

る場合には、医学的管理の下における介護及び

機能訓練の必要性を勘案し、介護保健施設サ

ービスを受ける必要性が高いと認められる入所申

込者を優先的に入所させるよう努めなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所申込者の入所に際

しては、その者に係る居宅介護支援事業者に對

する照会等により、その者の心身の状況、生活

歴、病歴、指定居宅サービス等(法第八条第二

十四項に規定する指定居宅サービス等をいう。以下同じ。)の利用状況等の把握に努めなければなら

なければならない。

(サービス提供困難時の対応)

2 介護老人保健施設は、正當な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではなら

ない。

(サービス提供困難時の対応)

2 介護老人保健施設は、正當な理由なく介護保健施設サービスの提供を拒んではなら

ない。

(受給資格等の確認)

2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス

を提供した際には、提供した具体的なサービス

の内容等を記載しなければならない。

(サービスの提供の記録)

2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービス

を提供する場合に、被保険者証によつて、被保険者資格、要

介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確

かめるものとする。

2 介護老人保健施設は、前項の被保険者証に法

第七十三条第二項に規定する認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、介護保健施設サービスを提供するよ

うに努めなければならない。

(サービスの提供の記録)

第九条 介護老人保健施設は、入所に際しては入

所の年月日並びに入所している介護保健施設の

認定を受けていない入所申込者については、要

介護認定の申請が既に行われているかどうかを

確認し、申請が行われていない場合は、入所申

込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行わ

れるよう必要な援助を行わなければならない。

2 介護老人保健施設は、要介護認定の更新の申

請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認

定の有効期間の満了日の三十日前には行われる

よう必要な援助を行わなければならない。

(利用料等の受領)

2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービ

ース(法第四十八条第四項の規定により施設介

護サービス及び電子計算機による提供を受

けない旨の申出があつたときは、当該入所申

込者又はその家族に対し、第一項に規定する重

要事項の提供を電磁的方法によつてしてはなら

ない。ただし、当該入所申込者又はその家族が再

び前項の規定による承諾をした場合は、この限

りでない。

(前項の検討に当たつては、医師、薬剤師、看

護・介護職員、支援相談員、介護支援専門員等

の従業者の間で協議しなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、

病状、その置かれている環境等に照らし、そ

の者が居宅において日常生活を営むことができる

かどうかについて定期的に検討し、その内容等

を記録しなければならない。

2 介護老人保健施設は、入所者の心身の状況、

病状、その置かれている環境等に照らし、そ

の者が居宅において日常生活を営むことができる

かどうかについて定期的に検討し、その内容等

を記録しなければならない。

2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービ

ース(法第五十一条第一項においては、介護保

護老人保健施設)に備えられたフ

ァイルにその旨を記録する方法)

2 介護老人保健施設は、法定代理受領サービ

ース(法第五十一条第一項においては、介護保

護老人保健施設)に備えられたフ

ァイルに前項に規定する重要な事項

を記録したものを受け付ける方法

| |
|---|
| 入所者に支給された場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の基準費用額（同条第四項の規定により当該特定入所者介護サービスが入所者に代わり当該介護老人保健施設に支払われた場合は、同条第二項第二号に規定する居住費の負担限度額）を限度とする。） |
| 三 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な療養室の提供を行ったことに伴い必要となる費用 |
| 四 厚生労働大臣の定める基準に基づき入所者が選定する特別な食事の提供を行ったことに伴い必要となる費用 |
| 五 理美容代 |
| 六 前各号に掲げるもののほか、介護保健施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その入所者に負担させることが適當と認められるもの |

| |
|--|
| 前項第一号から第四号までに掲げる費用については、別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。 |
| 5 介護老人保健施設は、第三項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、入所者又は家族に対し、当該サービスの内容及び費用を記した文書を交付して説明を行い、入所者の同意を得なければならない。 |
| ただし、同項第一号から第四号までに掲げる費用に係る同意については、文書によるものとする。（保険給付の請求のための証明書の交付） |
| 6 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設は、提供した介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対する交付しなければならない。（介護保健施設サービスの取扱方針） |
| 7 介護老人保健施設は、自らその提供する介護施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（施設サービス計画の作成） |

| |
|--|
| 第十二条 介護老人保健施設は、法定代理受領サービスに該当しない介護保健施設サービスに係る費用の支払を受けた場合は、提供した介護保健施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に対する交付しなければならない。 |
| 第十三条 介護老人保健施設は、施設サービス計画に基づき、入所者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を踏まえて、その者の療養を妥当適切に行わなければならぬ。 |
| 2 介護保健施設サービスは、施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。 |
| 3 介護老人保健施設の従業者は、介護保健施設の提供に当たっては、懇切丁寧を旨と |
| 4 介護老人保健施設は、介護保健施設サービスの生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入所者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行つてはならない。 |
| 5 介護老人保健施設は、前項の身体的拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。 |
| 6 介護老人保健施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。 |
| 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）を三月に一回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。 |
| 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。 |
| 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。 |
| 7 介護老人保健施設は、自らその提供する介護施設サービスの質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。（施設サービス計画の作成） |

| |
|---|
| 第十四条 介護老人保健施設の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 |
| 2 施設サービス計画に関する業務を担当する介護施設サービス計画の管理者は、介護支援専門員に施設サービス計画の作成に関する業務を担当させるものとする。 |
| 3 介護老人保健施設は、施設サービス計画によるサービスの作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える |
| 4 介護老人保健施設は、施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、入所者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて入所者が現に抱える |
| 5 特殊な療法又は新しい療法等については、別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に使用し、又は処方してはならない。 |
| 6 別に厚生労働大臣が定める医薬品以外の医薬品を入所者に使用し、又は処方してはならない。 |
| 7 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の原案の内容について入所者又はその家族に對して説明し、文書により入所者の同意を得なければならない。 |
| 8 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画を作成した際には、当該施設サービス計画を入所者に交付しなければならない。 |
| 9 計画担当介護支援専門員は、施設サービス計画の作成後、施設サービス計画の実施状況の把握（入所者についての継続的なアセスメントを含む）を行い、必要に応じて施設サービス計画の変更を行うものとする。 |
| 10 計画担当介護支援専門員は、前項に規定する実施状況の把握（以下「モニタリング」とい |

| | |
|---|---|
| 2 | 介護老人保健施設は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。 |
| 3 | 介護老人保健施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。 (定員の遵守) |
| 4 | 第二十七条 介護老人保健施設は、入所定員及び療養室の定員を超えて入所させてはならない。ただし、災害、虐待その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。 (非常災害対策) |
| 5 | 第二十八条 介護老人保健施設は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならぬ。 |
| 2 | 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (衛生管理等) |

| | |
|---|---|
| 2 | 介護老人保健施設は、入所者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適正に行わなければならない。 |
| 2 | 介護老人保健施設は、前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。 (衛生管理等) |
| 3 | 第二十九条 介護老人保健施設は、入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常に確保していること。 |
| 2 | 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 |
| 2 | 二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常に確保していること。 |

| | |
|---|--|
| 3 | 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 |
| 2 | 二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常に確保していること。 |
| 3 | 第三十条 介護老人保健施設は、入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 |
| 2 | 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常に確保していること。 |
| 2 | 二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常に確保していること。 |

| | |
|---|---|
| 3 | 三 入所者の病状が急変した場合等において、当該介護老人保健施設の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。 |
| 2 | 二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常に確保していること。 |
| 3 | 第三十一条 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制、協力医療機関、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要な事項（以下この条において単に「重要な事項」という。）を掲示しなければならない。 |
| 2 | 一 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常に確保していること。 |
| 2 | 二 当該介護老人保健施設からの診療の求めがあつた場合において診療を行う体制を、常に確保していること。 |
| 3 | 第三十二条 介護老人保健施設は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載しなければならない。（秘密保持等） |
| 2 | 一 入所者の病状が急変した場合等において医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該介護老人保健施設に係る許可を行った都道府県知事に届け出なければならない。 |
| 3 | 二 介護老人保健施設は、従業者であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入所者の家族の秘密を漏らしてはならない。 |
| 2 | 三 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者等に対して、入所者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により入所者の同意を得ておかなければならぬ。 |
| 2 | 四 介護老人保健施設は、居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止（居宅介護支援事業者に対する利益供与等の禁止） |
| 3 | 五 介護老人保健施設は、市町村からの求めがあつた場合には、前項の改善の内容を市町村に報告しなければならない。 |
| 4 | 六 介護老人保健施設は、国民健康保険団体連合会から同号の規定による指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならぬ。 |
| 5 | 七 介護老人保健施設は、協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第七項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第八項に規定する指定感染症又は同条第九項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。 |
| 4 | 八 介護老人保健施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならぬ。 |
| 5 | 九 介護老人保健施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となつた場合においては、再び当該介護老人保健施設に速やかにその他の措置を講じなければならない。 |
| 6 | 十 介護老人保健施設は、前項の苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。 |

二 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備すること。

三 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）及び従業者に対する研修を定期的に行うこと。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならぬ。

3 介護老人保健施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

4 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

第三十六条の二 介護老人保健施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

一 当該介護老人保健施設における虐待の防止（虐待の防止）

二 当該介護老人保健施設における虐待の防止（虐待の防止）

三 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための指針を整備すること。

四 前三号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

（入所者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第三十六条の三 介護老人保健施設は、当該介護老人保健施設における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該介護老人保健施設における入所者の安全並びに介護サービスの質

の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

（会計の区分）

第三十七条 介護老人保健施設は、介護保健施設及び構造設備並びに会計に関する諸記録を整備しておかなければならぬ。

第三十八条 介護老人保健施設は、従業者、施設（記録の整備）

2 介護老人保健施設は、入所者に対する介護保健施設サービスの提供に係る次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から二年間保存しなければならない。

2 施設サービス計画

二 第八条第四項の規定による居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて

三 第九条第二項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録

四 第十三条第五項の規定による身体的拘束等の様様及び時間、その際の入所者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

五 第二十二条の規定による市町村への通知に係る記録

六 第三十四条第二項の規定による苦情の内容等の記録

七 第三十六条第三項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

八 第三十九条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかるわらず、ユニット型介護老人保健施設（この章の趣旨）

第一節 この章の趣旨及び基本方針

二 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

三 第五章 ユニット型介護老人保健施設の基準

四 第三十九条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかるわらず、ユニット型介護老人保健施設（この章の趣旨）

第一節 この章の趣旨及び基本方針

二 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

三 第五章 ユニット型介護老人保健施設の基準

四 第三十九条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかるわらず、ユニット型介護老人保健施設（この章の趣旨）

第一節 この章の趣旨及び基本方針

二 ユニット型介護老人保健施設の基本方針並びに施設、設備及び運営に関する基準

三 第五章 ユニット型介護老人保健施設の基準

四 第三十九条 第一条の二、第三章及び前章の規定にかかるわらず、ユニット型介護老人保健施設（この章の趣旨）

第一節 この章の趣旨及び基本方針

（基本方針）

第四十条 ユニット型介護老人保健施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行うことにより、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援しなければならない。

老人保健施設及び当該介護医療院又は病院若しくは診療所の入居者は又は入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、療養室及び診察室を除き、これらの施設を有しないことができる。

一 ユニット

二 診察室

三 機能訓練室

四 浴室

五 洗濯室又は洗濯場

六 汚物処理室

七 前項各号に掲げる施設の基準は、次のとおりとする。

一 ユニット

イ 療養室

（1） 一の療養室の定員は、一人とすること。

（2） ただし、入居者への介護保健施設サービスの提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

（3） 療養室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの共同生活室に近接して一体的に設けること。

（4） ただし、一のユニットの入居定員は、原則としておおむね十人以下とし、十五人を超えないものとする。

（5） 一の療養室の床面積等は、十・六五平

方メートル以上とすること。

（6） 一以上の出入口は、避難上有効な空地、廊下又は広間に直接面して設けること。

（7） 入居者の身の回り品を保管することができる設備を備えること。

（8） ナース・コールを設けること。

（1） 共同生活室は、いずれかのユニットに属するものとし、当該ユニットの入居者が交流し、共同で日常生活を営むための

第二十四条の「第四号及び第三十八条第二項第六号中「第三十四条第一項」とあるのは「第五十条において準用する第三十四条第二項」と、第二十四条の二第五号及び第三十八条第二項第七号中「第三十六条第三項」とあるのは「第五七号中「第三十六条第三項」とあるのは「第五十条において準用する第三十六条第三項」と、第三十八条第二項第四号中「第十三条第五項」とあるのは「第四十三条第七項」と読み替えるものとする。

第六章 雜則

第五十一条 介護老人保健施設及びその従業者は、乍成、保存その他のこれらに類するもののう

2 介護老人保健施設及びその従業者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によつて認識することができない方法をいう。）によることができる。

第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。
(登録告白量)

第三条 平成十五年三月三十日までの間は、第二条第一項第七号及び第五項並びに第十三条第一項中「介護支援専門員」とあるのは「介護支援専門員又は看護若しくは介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員若しくは

支援相談員」と、第十三条第一項中「担当する介護支援専門員」とあるのは「担当する介護支援専門員又は看護若しくは介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある看護職員若しくは支援相談員」とする。

第四条 介護老人保健施設であつて、その開設者が介護保険法施行法（平成九年法律第二百二十四号。以下この条において「施行法」という。）第八条第一項の規定により当該介護老人保健施設について法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けた者とみなされるもの（以下「みなし介護老人保健施設」という。）のうち、老人保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準の一部を改正する省令（平成六年厚生省令第一号）附則第二項の規定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健施設（施行法第二十四条の規定による改正前の老人保健法（昭和五十七年法律第八十号）第六条第四項に規定する老人保健施設をいう。以下同じ。）として開設していたものの施設（当該適用に係る部分に限る。）について、第三条第二項第一号ロの規定を適用する場合においては、同号ロ中「八平方メートル」とあるのは、「六平方メートル」とする。

四年九月三十日以前に老人保健施設として開設されたものについて、第三条第二項第四号の規定を適用する場合においては、同号中「一平方メートル」とあるのは、「一平方メートル」とする。

保健施設の施設及び設備、人員並びに運営に関する基準（昭和六十三年厚生省令第一号。以下「老人保健施設基準」という。）附則第三条の規

定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備（当該適応用に係る部分に限る。）については、第四条第二号（エレベーターに係る部分に限る。）の規定は、適用しない。

第七条 定は適用しない。みなし介護老人保健施設であつて、老人保健施設基準附則第二条第一項の規定の適用を受けこの省令の施行の際老人保健施設として開設していたものの構造設備（当該適用に係る部分に限る。）については、第四条第五号イの規

第八条 平成十四年四月一日において現に医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第七条第一項定は、適用しない。

の開設の許可を受けている病院の建物（平成十四年四月一日において現に存するもの（基本的な構造設備が完成しているものを含み、平成十四年四月一日以降に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）に限る。）内の同第二

項第四号に規定する療養病床若しくは同項第五号に規定する一般病床又は医療法等の一部を改正する法律(平成十二年法律第二百四十一号)附則第二条第三項第四号に規定する経過的旧その他の病床若しくは同項第五号に規定する経過的旧療養型病床群に係る病床を転換して平成十八年三月三十一日までに開設され、又は増設される介護老人保健施設(以下「病床転換による介護老人保健施設」という。)の療養室(当該転換に係る部分に限る。)について、第三条第二項第一号ロの規定を適用する場合においては、「同号ロ中「とすること」とあるのは、「とすること。ただし、療養室が談話室に近接して設けられ、人当たりの床面積は、人平方メートルから当該談話室の面積を当該談話室に近接して設けられているすべての療養室の定員数で除した面積を減じた面積以上とする」とする。

るに係る部分に限る。)について、当該転換に係る法第九十四条第一項又は同条第二項の許可(次条及び附則第十一条において「開設許可等」という。)を受けた日から起算して五年を経過するまでの間に第三条第二項第一号ロの規定を適用する場合においては、前条の規定にかかわらず、第三条第二項第一号ロ中「八平方メートル」とあるのは、「六・四平方メートル」とする。

第十条 病床転換による介護老人保健施設（医療法人等の一部）を改正する省令（平成十三年厚生労働省令第八号）附則第六条の規定の適用を受けている病床を転換して開設され、又は

増設されるものに限る。)の施設等(当該転換に係る部分に限る)について開設許可等を受けた日から起算して五年を経過する日までの間においては、附則第八条の規定にかかわらず、第三条第二項第一号ロ中「八平方メートル」と

あるのは、「六平方メートル」とする。

いて開設許可等を受けた日から起算して五年を経過する日までの間に第三条第二項第二号の規定を適用する場合においては、同号中「一平方メートルに入所定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

第十二条 病床転換による介護老人保健施設であつて第四条第五号イの規定に適合しないもの（当該転換に当たつて当該規定に適合させることが困難であったものに限る。）の構造設備（当該転換に係る部分に限る。）については、同号イ中「二・八メートル」とあるのは「一・二メートル」と、「二・七メートル」とあるのは「二・六メートル」とする。

第十三条 一般病床、精神病床（健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第三百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第四条第二項に規定する病床に係るものに限る。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。）若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六

年三月三十一日までの間に転換（当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床の病床数を減少せるとともに、当該病院又は診療所の施設を介護老人保健施設、軽費老人ホーム（老人福祉法（昭和三十八年法律第二百三十三号）第二十二条の六に規定する軽費老人ホームをいう。）その他要介護者、要支援者その他の者を入所又是入居させるための施設の用に供することをい

う。以下この条、次条、附則第十五条及び附則第十七条から附則第十九条までにおいて同じ。)を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る療養床については、第三条

第十四条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を建築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間、入所者一人当たりの床面積は、六・四平方メートル以上であること。

有する診療所の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床若しくは療養病床又は当該診療所の一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三

月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合においては、併設される病院又は診療所の入院患者の処遇が適切に行われると認められるときは、第三条第一項の規定にかかるわらず、当該介護老人保健施設に診察室を設けないことができる。

第十五条 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第三条第二項第二号中「一平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

第十六条 一般病床、精神病床又は療養病床を有する病院の開設者が、当該病院の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合は、「四十平方メートル」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

第十七条 一般病床、精神病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床、精神病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る施設に限る)を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第四十二条第一項第二号中「一平方メートル」に入居定員数を乗じて得た面積」とする。

2 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者

て介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設に限る)を開設する場合における当該転換に係る機能訓練室については、第四十二条第一項第二号中「一平方メートル」に入居定員数を乗じて得た面積」とあるのは、「四十平方メートル」とする。

第十八条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る施設に限る)を開設する場合における当該転換に係る建物については、第四条第一項第一号の規定は、適用しない。

第十九条 一般病床、精神病床若しくは療養病床を有する病院又は一般病床若しくは療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合における当該転換に係る施設に限る)以下のものについては、屋内の直通階段を二階以上以上の各階における療養室の床面積の合計がそれぞれ五十平方メートル(主要構造部がレバーテーをそれぞれ「以上設けること」とあるのは、「屋内の直通階段を二以上設けること。」)で、床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設(ユニット型介護老人保健施設を除く)を開設する場合における当該転換に係る施設に限る)の開設者が、当該診療所の一般病床、精神病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合は、第三条第二項第四号中「二平方メートル」とあるのは、「二平方メートル」とする。

第二十条 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の一般病床又は療養病床を平成三十六年三月三十一日までの間に転換を行つて介護老人保健施設を開設する場合は、第三条第二項第二号及び第四号の規定にかかるわらず、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合するものとする。

一 機能訓練室及び食堂は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、三平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上とする。ただし、その場合にあつては、機能訓練又は食事の提供に支障がない広さを確保し、当該機能訓練を行うために必要な器械・器具を備えること。

二 機能訓練室は、四十平方メートル以上の面積を有し、食堂は、一平方メートルに入居定員数を乗じて得た面積以上を有すること。また、当該機能訓練を行うために必要な器械・器具を備えること。

2 一般病床又は療養病床を有する診療所の開設者

1 (施行期日)
省令第三六号抄
(施行期日)
附則(平成一三年三月二六日厚生労働省令第一四号)抄
(施行期日)
省令第一三号抄
(施行期日)
附則(平成一四年二月二二日厚生労働省令第一〇五号)抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
附則(平成一五年二月二十四日厚生労働省令第一三号)抄
(施行期日)
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附則(平成一四年八月七日厚生労働省令第一〇五号)抄
(施行期日)
この省令は、公布の日から施行する。
附則(平成一五年二月二十四日厚生労働省令第一三号)抄
(施行期日)
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附則(平成一五年三月一四日厚生労働省令第一三九号)抄
(施行期日)
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。
附則(平成一七年九月七日厚生労働省令第一三九号)抄
(施行期日)
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

1 (施行期日)
省令第三三号抄
(施行期日)
附則(平成一五年二月二十四日厚生労働省令第一三号)抄
(施行期日)
この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
附則(平成一六年七月九日厚生労働省令第一二号)抄
(施行期日)
この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日(平成十三年四月一日)から施行する。

1 (施行期日)
省令第三六号抄
(施行期日)
附則(平成一六年七月九日厚生労働省令第一二号)抄
(施行期日)
この省令は、内閣法の一部を改正する法律(以下「改正法」という)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

3 前項の規定の適用を受けて新基準第二条第一項第七号に規定する介護支援専門員を置かない小規模施設にあっては、当該小規模施設の従業者が新基準第二十四条の二第四号及び第五号に規定する業務を行ふものとする。

附則(平成一六年七月九日厚生労働省令第一二号)抄
(施行期日)
この省令は、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(以下「改正法」という)の施行の日(平成十七年四月一日)から施行する。

附則(平成一七年九月七日厚生労働省令第一三九号)抄
(施行期日)
この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

第五条 この省令の施行の際現に介護保険法(平成九年法律第二百二十三号。以下「法」という)第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設(この省令の施行の後に増築され、又は改築された部分を除く。次項において同じ。)であつて、この省令による改正後の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準(以下「介護老人保健施設新基準」という。)第五章(第四十一条第二項第一号イ(3)及び同号ロ(2)を除く。次項において同じ。)に規定する基準を満たすものについて、介護老人保健施設新基準第四十一条第二項第一号イ(3)の規定を適用する場合においては、同号イ(3)中「入居者同士の」とあるのは、「十・六五平方メートル以上を標準とする」とある。ただし、(1)ただし書の場合にあつては、「二十一・三平方メートル以上を標準」とすること。これらの場合には、入居者同士の」とする。

2 前項の規定の適用を受けて新基準第十四条及び第二十四条の二第一号から第三号までに規定する業務を指定居宅介護支援事業者(当該小規模施設の開設者を除く。次項において同じ。)に委託することができる。

2 前項の規定の適用を受けて新基準第十四条及び第二十四条の二第一号から第三号までに規定する業務を指定居宅介護支援事業者に委託することができる。

2 前項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設であつて、介護老人保健施設新基準第五章に規定する基準を満たすものについて、介護老人保健施設新基準第四十二条第一項第一号

口（2）の規定を適用する場合においては、同
室が属するユニットの入居定員を乗じて得た面
積以上を標準」とあるのは「当該ユニットの入
居者が交流し、共同で日常生活を営むのに必要
な広さ」とする。
第六条 この省令の施行の際現に法第九十四条第一項
の規定による開設の許可を受けている介護老人
保健施設（この省令の施行の後に建物の規
模又は構造を変更したものを除く。次項及び第
三項において同じ。）は、介護老人保健施設で
あつてユニット型介護老人保健施設でないもの
とみなす。
この省令の施行の際現に法第九十四条第一項
の規定による開設の許可を受けている介護老人
保健施設であつて、介護老人保健施設新基準第
二章及び第五章に規定する基準を満たすもの
が、その旨を都道府県知事に申し出た場合に
は、前項の規定は適用しない。
附 則（平成一八年三月一四日厚生労働
省令第三三号）抄
(施行期日)
第一条 この省令は平成十八年四月一日から施行
する。
介護老人保健施設の人員、施設及び設備並び
に運営に関する基準の一部改正に伴う経過措
置)
第九条 平成十八年四月一日において現に存する
療養病床（医療法（昭和二十三年法律第二百五
号）第七条第二項第四号に規定する療養病床を
いう。以下同じ。）若しくは一般病床（同法第
七条第二項第五号に規定する一般病床をいう。
以下同じ。）であつて、かつ、同年四月一日以
降療養病床若しくは一般病床から転換したサテ
ライト小規模介護老人保健施設（第六条の規定
による改正後の介護老人保健施設の人員、施設
及び設備並びに運営に関する基準（平成十一年
厚生省令第四十号。以下「介護老人保健施設新
基準」という。）第二条第六項に規定するサテ
ライト型小規模介護老人保健施設をいう。）又
は医療機関併設型小規模介護老人保健施設（同
条第七項に規定する医療機関併設型小規模介護
老人保健施設をいう。）の廊下幅については、
当分の間、介護老人保健施設新基準第四条第一
項第四号中「一・八メートル」とあるのは
「一・一メートル」と、「二・七メートル」とあ
るのは「一・六メートル」とする。

附 則（平成一八年三月三一日厚生労働省令第七九号）抄
第一条 この省令は、平成十八年四月一日から施行する。
附 則（平成一八年六月三〇日厚生労働省令第一三八号）
この省令は、平成十八年七月一日から施行する。
附 則（平成一九年五月三一日厚生労働省令第八五号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成一〇年三月三一日厚生労働省令第七七号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。
附 則（平成一〇年四月一〇日厚生労働省令第九〇号）
この省令は、平成二十年五月一日から施行する。
附 則（平成一〇年九月一日厚生労働省令第一三七号）
この省令は、公布の日から施行する。
附 則（平成二一年三月一三日厚生労働省令第三五号）
この省令は、平成二十一年四月一日から施行する。
附 則（平成二二年九月三〇日厚生労働省令第一〇六号）抄
（施行期日）
第一条 この省令は、平成二十三年九月一日から施行する。
（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準の一項改正に伴う経過措置）
第四条 平成十七年十月一日以前に介護保険法第九十四条第一項の規定による開設の許可を受けている介護老人保健施設（同日において建築中のものであつて、同月二日以後に同項の規定による開設の許可を受けたものを含む。（以下「平成十七年前介護老人保健施設」という。））であつて、この省令による改正前の介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準

第十五条（以下「介護老人保健施設旧基準」という。）第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設であるもの（この省令の施行の際現に改修、改築又は増築中の平成十七年前介護老人保健施設（介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準第三十九条に規定するユニット型介護老人保健施設を除く。）であつて、この省令の施行後に介護老人保健施設旧基準第五十一条に規定する一部ユニット型介護老人保健施設に該当することとなるものを含む。）については、この省令の施行後最初の指定の更新までの間は、なお従前の例によることができる。

（検討）

第十七条 厚生労働大臣は、この省令の施行後、ユニット型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第三十二条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）、ユニット型地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第六十条に規定するユニット型地域密着型特別養護老人ホームをいう。）、特別養護老人ホーム（老人福祉法第二十条の五に規定する特別養護老人ホームをいい、ユニット型特別養護老人ホームを除く。）及び地域密着型特別養護老人ホーム（特別養護老人ホーム基準第十二条第七項に規定する地域密着型特別養護老人ホームをいい、ユニット型地域密着型特別養護老人ホームを除く。）の整備の状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

附 則（平成二十三年一〇月七日厚生労働省令第一二七号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一月三〇日厚生労働省令第一号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十四年四月一日から施行する。

附 則（平成二十四年一月三〇日厚生労働省令第三〇号）抄

む)、第百三十三条第三項、第一百二十六条第四項、第一百四十九条第三項及び第一百六十七条第四項、新介護予防サービス等基準第五十三条の二第三項(新介護予防サービス等基準第六十一条において準用する場合を含む)、第百二十一条の二第一項(新介護予防サービス等基準第百四十二条、第百六十六条、第百八十五条及び第百九十五条において準用する場合を含む)、第百五十七条第四項、第二百八条第四項及び第二百四十四条(新介護予防サービス等基準第二百六十二条において準用する場合を含む)、新地域密着型介護予防サービス基準第二十八条第三項(新地城密着型介護予防サービス基準第六条第三項)。

第十一條第二項第一号イ(2)、新介護療養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ(2)、第四十条第二項第一号イ(2)及び第四十一条第二項第一号イ(2)、新特別養護老人ホーム基準第三十五条第四項第一号イ(2)及び第六十一条第四項第一号イ(2)並びに新介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(2)の規定の適用について準用する。この場合においては、次の表の上欄に掲げる規定の適用については、前項中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句にそれぞれ読み替えるものとする。

三条第六項第一号イ（3）（後段に係る部分に限る）、第八条の規定による改正前の指定介護老人福祉施設基準第四十条第一項第一号イ（3）（i-i）、第九条の規定による改正前の介護老人保健施設基準第四十一条第二項第一号イ（3）（i-i）、第十条の規定による改正前のセ定介護疗養型医療施設基準第三十九条第二項第一号イ（3）（i-i）、第四十条第二項第一号イ（3）（i-i）及び第四十一条第二項第一号イ（3）（i-i）、第十二条の規定による改正前の特別養護老人ホーム基準第三十五条第四項第一号イ（4）（i-i）及び第六十一条第四項第一号イ（4）（i-i）並びに第十三条の規定によ

四条において準用する場合を含む。」及び第八十条第三項、新指定介護老人福祉施設基準第二十三条第三項、新指定介護老人福祉施設基準第二十四条第三項及び第四十七条第四項、新介護老人保健施設基準第二十六条第三項及び第四十八条第三項及び第五十九条において準用する場合を含む。」
四項 新介護療養型医療施設基準第二十五条第三項及び第四十八条第四項、新特別養護老人ホーム基準第二十四条第二项(新特別養護老人ホーム基準第三十九条、附則第十二条及び附則第十七条において準用する場合を含む)並びに新介護医療院基準第三十条第三項及び第五十五条第四項の規定の適用についての規定は、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。
(ニ)ニットの定員に係る経過措置

| | | | | | | | |
|---------------------|--------------------------|----------------------|---------------------------|---------------------------|----------------------------|----------------------------|----------------------------|
| | | | | | | | |
| 新介護予防サービス等基準第一号イ(2) | 新指定介護新介護予防サービス等基準第一号イ(2) | 新地域密着型サービス第一項第一号イ(2) | 新指定介護新地域密着型サービス第一項第一号イ(2) | 老人福祉施設基準第二百三十二条第一項第一項第三号イ | 老人福祉施設等基準第二百二十二条第一項第一項第三号イ | 老人福祉施設等基準第二百二十二条第一項第一項第三号イ | 老人福祉施設等基準第二百二十二条第一項第一項第三号イ |
| 新介護予防サービス等基準第一号イ(2) | 新指定介護新介護予防サービス等基準第一号イ(2) | 新地域密着型サービス第一項第一号イ(2) | 新指定介護新地域密着型サービス第一項第一号イ(2) | 老人福祉施設基準第二百三十二条第一項第一項第三号イ | 老人福祉施設等基準第二百二十二条第一項第一項第三号イ | 老人福祉施設等基準第二百二十二条第一項第一項第三号イ | 老人福祉施設等基準第二百二十二条第一項第一項第三号イ |
| 新介護予防サービス等基準第一号イ(2) | 新指定介護新介護予防サービス等基準第一号イ(2) | 新地域密着型サービス第一項第一号イ(2) | 新指定介護新地域密着型サービス第一項第一号イ(2) | 老人福祉施設基準第二百三十二条第一項第一項第三号イ | 老人福祉施設等基準第二百二十二条第一項第一項第三号イ | 老人福祉施設等基準第二百二十二条第一項第一項第三号イ | 老人福祉施設等基準第二百二十二条第一項第一項第三号イ |
| 新介護予防サービス等基準第一号イ(2) | 新指定介護新介護予防サービス等基準第一号イ(2) | 新地域密着型サービス第一項第一号イ(2) | 新指定介護新地域密着型サービス第一項第一号イ(2) | 老人福祉施設基準第二百三十二条第一項第一項第三号イ | 老人福祉施設等基準第二百二十二条第一項第一項第三号イ | 老人福祉施設等基準第二百二十二条第一項第一項第三号イ | 老人福祉施設等基準第二百二十二条第一項第一項第三号イ |

| | | | | |
|-----------------------------|----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|-----------------------------|
| | | | | |
| 新特別養護老人ホーム基準第三十五条第一項第一号イ(2) | 新指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第一号イ(2) | 新特別養護老人ホーム基準第三十五条第一項第一号イ(2) | 新特別養護老人ホーム基準第三十五条第一項第一号イ(2) | 新特別養護老人ホーム基準第三十五条第一項第一号イ(2) |
| 新介護医療院基準第四十五条第二項第一号イ(2) | 新指定介護老人福祉施設基準第二条第一項第一号イ(2) | 新特別養護老人ホーム基準第三十五条第一項第一号イ(2) | 新特別養護老人ホーム基準第三十五条第一項第一号イ(2) | 新特別養護老人ホーム基準第三十五条第一項第一号イ(2) |
| 老人福祉施設基準第四条第一項第三号及び第四 | 老人福祉施設基準第二条第一項第一号イ(2) | 老人福祉施設基準第二条第一項第一号イ(2) | 老人福祉施設基準第二条第一項第一号イ(2) | 老人福祉施設基準第二条第一項第一号イ(2) |
| | | | | |

（栄養管理に係る経過措置）

第八条 この省令の施行の日から令和六年三月二十一日までの間、新地域密着型サービス基準等百四十三条の二（新地域密着型サービス基準等百六十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準第十七条の二（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準第十七条の二（新介護老人保健施設基準第五十五条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準第二十条の二（新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらとの規定中「行わなければ」とあるのは「行つていい」とする居室等については、なお従前の例による。

第九条 この省令の施行の日から令和六年三月二十一日までの間、新地域密着型サービス基準第百四十三条の三（新地域密着型サービス基準第百六十九条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準第十七条の三（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準第五条の三（新介護老人保健施設基準第五条において準用する場合を含む。）、新介護療養型医療施設基準第十五条の三（新介護療養型医療施設基準第五十条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準第二十条の三（新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。）

合を含む。)の規定の適用については、これら
の規定中「行わなければ」とあるのは「行うよ
う努めなければならない」とする。
(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過
措置)

この省令の施行の日から起算して六月を
経過するまでの間、新地域密着型サービス基
準第百五十五条第一項(新地域密着型サービス
基準第百六十九条において準用する場合を含
む)、新養護老人ホーム基準第二十九条第一
項、新指定介護老人福祉施設基準第三十五条第
一項(新指定介護老人福祉施設基準第四十九条
基準第百六十九条において準用する場合を含
む)、新養護老人ホーム基準第二十九条第一
項、新指定介護老人福祉施設基準第三十五条第
一項(新指定介護老人福祉施設基準第四十九条
において準用する場合を含む)、新介護老人保
健施設基準第三十六条第一項(新介護老人保健
施設基準第五十条において準用する場合を含
む)、新介護療養型医療施設基準第三十四条第
一項(新介護療養型医療施設基準第五十条にお
いて準用する場合を含む)、新介護老人保
健施設基準第三十六条第一項(新介護老人保健
施設基準第五十条において準用する場合を含
む)、新介護療養型医療施設基準第三十四条第
一項(新介護療養型医療施設基準第五十条にお
いて準用する場合を含む)、新特別養護老人ホ
ーム基準第三十三条第一項(新特別養護老人ホ
ーム基準第三十九条、附則第十条及び附則第十七
条において準用する場合を含む)、並びに新介
護医療院基準第四十条第一項(新介護医療院基
準第五十四条において準用する場合を含む)
の規定の適用については、これらの規定中「次
の各号に定める措置を講じなければならない」とあるの
は「次の第一号から第三号までに定める措置を
講じるとともに、次の第四号に定める措置を講
じるよう努めなければならない」とする。
(介護保険施設における感染症の予防及びま
ん延の防止のための訓練に係る経過措置)

第十一條 この省令の施行の日から令和六年三月
三十日までの間、新地域密着型サービス基準
第一百五十二条第二項第三号(新地域密着型サー
ビス基準第百六十九条において準用する場合を含
む)、新養護老人ホーム基準第二十四条第二
項第三号、新指定介護老人福祉施設基準第二十
七条第二項第三号(新指定介護老人福祉施設基
準第百四十九条において準用する場合を含む)、
新介護老人保健施設基準第二十九条第二項第三
号(新介護老人保健施設基準第五十条において準
用する場合を含む)、新介護療養型医療施設
基準第二十八条第二項第三号(新介護療養型医
療施設基準第五十条において準用する場合を含
む)、新特別養護老人ホーム基準第二十六条第
二項第三号(新特別養護老人ホーム基準第五十条にお
いて準用する場合を含む)の規定の適用

二項第三号(新特別養護老人ホーム基準第四十
二条、第五十九条及び第六十三条において準用
する場合を含む)、新軽費老人ホーム基準第二
十六条第二項第三号(新軽費老人ホーム基準第
三十九条、附則第十条及び附則第十七条にお
いて準用する場合を含む)及び新介護医療院基
準第三十三条第二項第三号(新介護医療院基準第
五十四条において準用する場合を含む)の規定
にかかるわざ、指定地域密着型介護老人福
祉施設、養護老人ホーム、指定介護老人福祉施
設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施
設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び
介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感
染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため
の研修を定期的に実施するとともに、感染症の
予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に
実施するよう努めるものとする。

附 則 (令和五年一二月二六日厚生労働省
令第一六一號)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行
する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第二条 この省令の施行の日から令和七年三月三
十一日までの間は、第一条の規定による改正後
の指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び
運営に関する基準(以下「新居宅サービス等基
準」という)第三十二条第三項(新居宅サービ
ス等基準第三十九条の三、第四十三条、第五
十四条、第五十八条、第七十四条、第八十三
条、第九十一条、第一百五十五条、第一百五
九条、第一百九条、第一百四十条(新居宅サービ
ス等基準第一百四十九条の十三において準用する
場合を含む)、第一百四十五条及び第二百六十二
条、第一百八十五条、第一百九十五条(新介護予
防サービス等基準第二百十条において準用する場
合を含む)、第二百四十五条及び第二百六十二
条において準用する場合を含む)の規定の適
用については、同項中「指定訪問介護事業者は、
原則として、重要事項をウェブサイトに掲載し
なければならない」とあるのは「削除」と、
新居宅サービス等基準第二百四条第三項(新居
宅サービス等基準第二百六条及び第二百十六条
において準用する場合を含む)の規定の適用
については、同項中「指定訪問介護事業者は、
原則として、重要事項をウェブサイトに掲載し
なければならない」とあるのは「削除」とあるの
は「削除」と、新介護予防サービス等基準第二
百七十四条第三項(新介護予防サービス等基準
第一百八十条及び第二百八十九条において準用
する場合を含む)の規定の適用については、同項
中「指定介護予防福祉用具貸与事業者は、原
則として、重要事項をウェブサイトに掲載しな
ければならない」とあるのは「削除」と、第
十四条の規定による改正後の介護医療院の

については、同項中「指定福祉用具貸与事業者
は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲
載しなければならない」とあるのは「削除」
と、「第三条の規定による改正後の指定居宅介護
支援等の事業の人員及び運営に関する基準(以
下「新指定居宅介護支援等基準」という)第三
十二条第三項(新指定居宅介護支援等基準第
五十四条において準用する場合を含む)の規定
にかかるわざ、指定地域密着型介護老人福
祉施設、養護老人保健施設、指定介護療養型医療施
設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び
介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感
染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため
の研修を定期的に実施するとともに、感染症の
予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に
実施するよう努めるものとする。

附 則 (令和六年一月二十五日厚生労働省
令第一六一號)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行
する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第二条 この省令は、公布の日から施行する。

二項第三号(新特別養護老人ホーム基準第四十
二条、第五十九条及び第六十三条において準用
する場合を含む)、新軽費老人ホーム基準第二
十六条第二項第三号(新軽費老人ホーム基準第
三十九条、附則第十条及び附則第十七条にお
いて準用する場合を含む)及び新介護医療院基
準第三十三条第二項第三号(新介護医療院基準第
五十四条において準用する場合を含む)の規定
にかかるわざ、指定居宅介護支援等基準第三
十二条第三項(新指定居宅介護支援等基準第
五十四条において準用する場合を含む)の規定
にかかるわざ、指定地域密着型介護老人福
祉施設、養護老人保健施設、指定介護療養型医療施
設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び
介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感
染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため
の研修を定期的に実施するとともに、感染症の
予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に
実施するよう努めるものとする。

附 則 (令和五年一二月二六日厚生労働省
令第一六一號)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行
する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第二条 この省令は、公布の日から施行する。

二項第三号(新特別養護老人ホーム基準第四十
二条、第五十九条及び第六十三条において準用
する場合を含む)、新軽費老人ホーム基準第二
十六条第二項第三号(新軽費老人ホーム基準第
三十九条、附則第十条及び附則第十七条にお
いて準用する場合を含む)及び新介護医療院基
準第三十三条第二項第三号(新介護医療院基準第
五十四条において準用する場合を含む)の規定
にかかるわざ、指定居宅介護支援等基準第三
十二条第三項(新指定居宅介護支援等基準第
五十四条において準用する場合を含む)の規定
にかかるわざ、指定地域密着型介護老人福
祉施設、養護老人保健施設、指定介護療養型医療施
設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び
介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感
染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため
の研修を定期的に実施するとともに、感染症の
予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に
実施するよう努めるものとする。

附 則 (令和六年一月二十五日厚生労働省
令第一六一號)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行
する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第二条 この省令は、公布の日から施行する。

二項第三号(新特別養護老人ホーム基準第四十
二条、第五十九条及び第六十三条において準用
する場合を含む)、新軽費老人ホーム基準第二
十六条第二項第三号(新軽費老人ホーム基準第
三十九条、附則第十条及び附則第十七条にお
いて準用する場合を含む)及び新介護医療院基
準第三十三条第二項第三号(新介護医療院基準第
五十四条において準用する場合を含む)の規定
にかかるわざ、指定居宅介護支援等基準第三
十二条第三項(新指定居宅介護支援等基準第
五十四条において準用する場合を含む)の規定
にかかるわざ、指定地域密着型介護老人福
祉施設、養護老人保健施設、指定介護療養型医療施
設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び
介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感
染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため
の研修を定期的に実施するとともに、感染症の
予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に
実施するよう努めるものとする。

附 則 (令和六年一月二十五日厚生労働省
令第一六一號)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行
する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第二条 この省令は、公布の日から施行する。

二項第三号(新特別養護老人ホーム基準第四十
二条、第五十九条及び第六十三条において準用
する場合を含む)、新軽費老人ホーム基準第二
十六条第二項第三号(新軽費老人ホーム基準第
三十九条、附則第十条及び附則第十七条にお
いて準用する場合を含む)及び新介護医療院基
準第三十三条第二項第三号(新介護医療院基準第
五十四条において準用する場合を含む)の規定
にかかるわざ、指定居宅介護支援等基準第三
十二条第三項(新指定居宅介護支援等基準第
五十四条において準用する場合を含む)の規定
にかかるわざ、指定地域密着型介護老人福
祉施設、養護老人保健施設、指定介護療養型医療施
設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び
介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感
染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため
の研修を定期的に実施するとともに、感染症の
予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に
実施するよう努めるものとする。

附 則 (令和六年一月二十五日厚生労働省
令第一六一號)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行
する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第二条 この省令は、公布の日から施行する。

二項第三号(新特別養護老人ホーム基準第四十
二条、第五十九条及び第六十三条において準用
する場合を含む)、新軽費老人ホーム基準第二
十六条第二項第三号(新軽費老人ホーム基準第
三十九条、附則第十条及び附則第十七条にお
いて準用する場合を含む)及び新介護医療院基
準第三十三条第二項第三号(新介護医療院基準第
五十四条において準用する場合を含む)の規定
にかかるわざ、指定居宅介護支援等基準第三
十二条第三項(新指定居宅介護支援等基準第
五十四条において準用する場合を含む)の規定
にかかるわざ、指定地域密着型介護老人福
祉施設、養護老人保健施設、指定介護療養型医療施
設、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム及び
介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感
染症及び食中毒の予防及び蔓延の防止のため
の研修を定期的に実施するとともに、感染症の
予防及び蔓延の防止のための訓練を定期的に
実施するよう努めるものとする。

附 則 (令和六年一月二十五日厚生労働省
令第一六一號)抄

(施行期日)

第一条 この省令は、令和六年四月一日から施行
する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

第二条 この省令は、公布の日から施行する。

員、施設及び設備並びに運営に関する基準（以下「新介護医療院基準」という。）第三十五条第三項（新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「介護医療院は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは「削除」とする。（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

第四条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新居宅サービス等基準第三百四十九条の二（新居宅サービス等基準第三百四十三条の十三、第四十条の十五、第四十条の三十二、第一百五十五条（新居宅サービス等基準第三百五十五条の十二）において準用する場合を含む。）及び第一百九十二条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準第三百四十六条の二（新居宅サービス等基準第三百五十九条、第一百六十六条の二（新地域密着型サービス基準第三百五十九条の二）において準用する場合を含む。）及び第一百八十二条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準第三百五十七条、第一百六十九条、第一百五十七条、第一百六十九条及び第一百八十二条において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準第三百四十五条（新居宅サービス等基準第三百五十五条の二）において準用する場合を含む。）、新居宅サービス等基準第三百五十五条の二（新指定介護老人福祉施設基準第六十二条の二（新地域密着型介護予防サービス基準第三百五十五条において準用する場合を含む。）、新指定介護老人福祉施設基準第三十五条の三（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）、新介護老人ホームの設備及び運営に関する基準（以下「新特別養護老人ホーム基準」という。）第三十一条の三（新特別養護老人ホーム基準第四十二条、第五十九条及び第六十三条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院基準第四十条の三（新介護医療院基準第五十条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）
第六条 この省令の施行の日から令和九年三月三十一日までの間は、新地域密着型サービス基準第三百五十二条第一項（新地域密着型サービス基準第三百六十九条において準用する場合を含む。）、第九条の規定による改正後の養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第二十五条第一項、新指定介護老人福祉施設基準第二十八条第一項（新指定介護老人福祉施設基準第四十九条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設基準第三十条第一項（新介護老人保健施設基準第五十条において準用する場合を含む。）、新特別養護老人ホーム基準第二十七条第一項（新特別養護老人ホーム基準第三十四条第一項（新介護医療院基準第五十四条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。